

山形県における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る
商材ツールの作成および情報発信事業 評価基準

○審査項目、審査の視点、項目別配点

	審査項目	配点	審査の視点
1	業務遂行に対する評価	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県の観光資源及びマスタープランに関する知識を十分に有しているか。 ・ 観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」について、事業趣旨を適切に把握しているか。 ・ 日本国内の自治体等と同種又は類似の業務を契約し遂行した実績があるか。 ・ 受託に際し十分な実施体制を有しているか。
2	提案に対する評価	60	(1) 商材ツールの制作に関すること (30点)
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 各商材について、仕様を満たしているか ・ マスタープランの「高付加価値旅行者」の特性を理解し、訴求する提案となっているか ・ 独自性のある意欲的な提案がなされているか
			(2) 商材ツールを使用した情報発信に関すること (30点)
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 高付加価値旅行者と接点をもつ送客事業者等へ、効果的な情報発信・情報提供を実施することについて、十分理解した提案となっているか。 ・ 情報発信先の反応や今後の送客意向等の把握について、具体的な提案となっているか ・ 情報発信効果分析レポートについて、効果分析が成果活用を見据え適切に行われる提案となっているか
3	工程管理	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託期間満了日まで無理なく確実に業務を遂行できるとともに、業務の趣旨に沿った効果的な活動スケジュールの提案となっているか。
4	経費積算の妥当性	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の積算内容に妥当性はあるか。(積算について不備があるなど、明らかに不適切と認められる場合は、当該提案者は選定の対象としない。)
	合計	100	